

リサイクルステーション

- ◇と き 10月2日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
(時間外の場合は、お引き受けできません)
- ◇と ころ 旧日本ラインシュロス駐車場(太田橋東側)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
- ◇回収品目 ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④段ボール
⑤紙箱(せっけん・シャンプー・リンス・たばこ・トイレットペーパーのしんなど芳香剤加工した紙容器は再生紙ができなくなりますので回収しません)
⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油 ⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します)
⑨アルミ缶 ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ
⑫割りばし(洗って乾かす。竹ばし・塗りばし・焼け焦げたばしは回収しません)
※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください



通信販売制度を悪用した 恋人紹介サービスの業者にご用心!

◇相談

以前、インターネットで恋人紹介サービスを受けるための登録をした業者から、代金引換郵便物が届き、2万円請求され何も知らない家族が受け取り代金を支払いました。開封すると、女性の顔写真とプロフィールでした。

「代金引換郵便物(注)」で情報を送られて来て、知らずに受け取ってしまった、後日、さらに高額な事務手数料を請求されたという苦情相談が相次いで寄せられました。

窓口は… 消費生活相談情報

中濃地域振興局振興課

電話 0574-25-3111

(可茂総合庁舎内)

岐阜県消費生活センター

電話 058-265-0999



◇処理

インターネットの広告を見て商品やサービスの購入を促る取引は、特定商取引法の通信販売に該当します。この通信販売では、①商品やサービスの価格、②支払い時期や支払い方法などの表示を義務付けてはいますが、代金後払いの場合、②代金の支払い時期や支払い方法については、後日、書面で

通知すれば、表示は省略できるとされています。この事例は、こうした制度を悪用したもので、後日女性の情報を代金引換郵便物で半ば強制的に徴収し、表示事項を記載した書面として事務手数料の請求書を送ってくる悪質な手口です。

相談者の申し出どおり、情報料(20,000円)と事務手数料(58,800円)について事前に知らされていない場合は、①商品やサービスの価格の表示義務違反となります。従って、20,000円は業者に返還要求し、事務手数料については支払いを拒否することができます。

また、別の業者名で送付されてきた請求書は不当な請求であり、支払うことはないと助言しました。

消費者への アドバイス

- 代金引換郵便は、不用意に受け取らないようにしましょう。
受取人本人が不在の場合は、「不在配達留置郵便」扱いにし、受取人が在宅の時間帯にあらためて配達してもらうようにされると良いでしょう。
- 代金引換郵便を利用した時は、その内容や金額を家族と情報共有し、トラブルを防ぐよう努めましょう。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度の適用がありませんので注意しましょう。
- 身に覚えのない請求には応じず、毅然(きぜん)とした態度で拒否しましょう。

(注) 代金引換郵便物

代金引換郵便物とは、差出人の指定した額の代金と引換に郵便物を受取人に渡し、その代金を差出人に送金するサービスです